

会議録

会議の名称	平成 20 年度第 4 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 21 年 2 月 16 日 (月曜日) 19 時 00 分から 20 時 00 分
開催場所	田無庁舎 3 階 庁議室
出席者	(出席委員) 清水会長、松川会長代行、葛木委員、村田委員、平山委員、本橋委員、玉置委員、石田委員、吉岡(重)委員、金城委員、栗生委員、星川委員、中川委員、高橋委員 (欠席委員) 佐々木委員、吉岡(政)委員 (事務局) 市長 坂口、市民部長 神作、健康年金課長 冥賀、国保給付係長 石橋、国保加入係長 昆野、国保給付係主査 藤澤、国保給付係主査 貫井
議題	1 平成 21 年度 国民健康保険料の見直し 2 その他
会議資料の名称	資料 1 諮問第 2 号に対する答申書(案)
記録方法	前文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>発言者名 発言内容</p> <p>1 開会</p> <p>清水会長 平成 20 年度第 4 回国民健康保険運営協議会を開会する。 本日は、定足数に達しておりますので報告します。</p> <p>2 会議録署名委員の指名</p> <p>清水会長 会議録署名委員は、松川委員と星川委員にお願いしたい。</p> <p>事務局 傍聴希望者の確認 (希望者なし)</p> <p>3 議題</p>	

(1) 平成 21 年度 国民健康保険料の見直し

清水会長

前回の運営協議会で 21 年度は保険料の改訂は行わない決議をいただいた。事務局の答申案文の説明を受け、また質疑をお受けしたいと思いますので、お願いします。

事務局

前回の協議会の決定に基づき、事務局で諮問第 2 号に対する答申書（案）を作成し、お配りしております。読み上げさせていただきます。

諮問第 2 号に対する答申書（案）

以上のように、事務局案を作成をさせていただきました。

なお、付帯意見は、前年度の付帯意見内容と同様の記載としており、答申書の答申理由等を議論いただきたい。

本橋委員

理由の 1 行目、「医療制度改正に伴い、国民健康保険料の料率等の改正をおこなったところであるが」ですが、料率等というと、料率とそのほかの、均等割とか平等割とか限度額などあるが、去年の答申書を見ると、上げているのは最高限度額が 3 万円アップして、答申書の中で均等割を 2 万円から 2 万 600 円アップするように答申したと思う。実際には、20 年度の内容を見ると、限度額は 3 万円アップしている。そのかわり、料率は据え置き。均等割の 2 万 600 円の、その 600 円も上がらないで 2 万円のままとということだと思うが、その辺、事務局に確認したい。

事務局

20 年度の国民健康保険料の見直しについては、答申いただいた内容は、従来の基礎賦課額が基礎賦課額と後期高齢者支援金等賦課額に分かれ、3 階建に改正されるということで、従来の基礎賦課額を後期高齢者支援金等賦課額とに分けていただいた状況です。19 年度の基礎賦課額の保険料率である所得割、均等割について、後期高齢者支援金等の賦課額及び基礎賦課額という形で 2 つに分けたということで、合算した場合は、19 年度の保険料率とは変わっていない。したがって、先ほど言われていました均等割の 2 万 600 円のお話は、19 年度の保険料の見直しのときに御答申いただいた内容になるかと思う。19 年度の保険料と 20 年度の保険料の見比べをした場合は、限度額のみ合算しますと 3 万円の引き上げということです。

本橋委員

国民保険料の料率は変わってない、据え置きですね。確かに支援分と 2 つには分けたが、合算すると変わってない。「等」の部分が変わったのであって、料率そのものは変わっていないわけですね。

事務局

従来、基礎賦課額と介護納付金分の賦課額で 2 段階だった。それを、基礎賦課額を 2 つに分けて後期高齢者支援金等賦課額を新たに設け、若い世代が負担する部分を明確にしようという意味合いで 3 階建に改正をしていただいた。この基礎賦課額の所得割は、従来 100 分の 5.2 でしたが、これを 100 分の 4 という料率を設定し、基礎賦課額の被保険者均等割についても、2 万円を 1 万 4,700 円と定めていただいた。後期高齢者支援金等賦課額の所得割を 100 分の 1.2 と料率を定めていただき、後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割は 5,300 円と新たに定めていただいたという経過があり、「料率等の改正を行った」という表現にさせていただいた。

清水会長

料率等の「等」というものの説明をしていただいたが、昨年度の 2 月 7 日に答申したのを見ると、いろいろな部分で料率改正したり限度額改正したりしたので、それを含めてここに書いてあるのだろうかと思う。

石田委員

答申理由の 5 行目「しかしながら、前期高齢者交付金が平成 20 年度と比べて大幅な減額となる」とあるが、どのくらい減額になっているのか。その減額分はどのように補っているのか。

事務局

前期高齢者交付金の 20 年度決算見込みは 40 億 123 万 2,000 円と見込み、これに対して 21 年度の予算見込みは 32 億 2,936 万 3,000 円。したがって、7 億 7,186 万 9,000 円が減額という推計の説明を前回した。この 7 億 7,186 万 9,000 円については、半分は国・都の公費負担が見込まれますので、残る半額、3 億 5,000 万円から 4 億円程度の影響が出るという状況でしたが、歳出歳入の見込みを立てまして、その中で最終的に医療分として不足する見込みの金額としては、1,767 万 1,624 円と前回の運営協議会で報告させていただいた。

この前期高齢者交付金が減る要因としては、20 年度に初めて国が取り入れた交付金で、従来の私どもの考えでは、20 年度は 11 カ月分の交付金であり、21 年度は 12 カ月分となることから、金額としては増えると当初考えていたところですが、国が全国規模で各医療保険に加入されている方の医療状況等を勘案して、昨年 12 月末に示してきた係数に基づいて、新たに 21 年度の予算見込みを立てた結果として 32 億 2,936 万 3,000 円という大幅な減額になるという推計をしている。

最終的に、この不足額については、後期高齢者支援金等の賦課状況もあわせて、市の一般会計から繰出金という形で支援をいただけるということです。

石田委員

結局、交付金が減額されるということは補助金が少なくなるということですね。

「しかしながら」というのは逆の言葉のような気がする。不足が生じるのであれば「さらに」とか。「しかしながら」というのは言葉として逆のことを言っているような気がする

る。

玉置委員

前の文章の平成 20 年度の決算状況の見込みで歳入が歳出を上回るとい、これを受けているのでしょうか。

石田委員

それを受けているのならいいのですけれども、ただ、そこで一回「報告を受けました」と書いてありますね。「不足が生じる見込みとの報告を受けました」と書いてあるから、それを受けると、「しかしながら」というのは何か変なような気がする。「しかしながら」ということは逆なことなので文章的にはちょっとおかしい。

清水会長

どのように続けましょうか。

石田委員

「さらに」とか「しかも」とか「また」とか。

清水会長

この間の説明からすると、私たちは「しかしながら」でもいいのかなと思うのですが、減額と言っても、入るものも前より増えたというとらえ方で説明していなかったか。

平山委員

たしか、余るということだったから、そういう説明の仕方だった。お金が余るので、「しかしながら」になっているのではないかと思う。

石田委員

この文章だけ見ると、ちょっと変じゃないかなと思います。

平山委員

そうですね。この文書からいくと、ちょっとおかしい感じですね。

玉置委員

入るとしたら、「上回る見込みとなっている。しかしながら」ですね。

石田委員

減額になって余るというのだったらわかるのですけれども。

清水会長

減額になった部分がこちらに入ってくるというそういうニュアンスで。

石田委員

それだったらわかるのですが、先ほど聞いたところによると、補助金が減るというようなニュアンスを受けたものですから。これはわかっている人が見ればわかるのでしょうか、初めて見るとちょっと変な感じの気がしないでもないです。

事務局

説明が要るようでは、文章は直さないとだめですね。基本的にはこのところは、制度改正が平準化していないということを言いたかったのです。

清水会長

では、「大幅な減額」云々というのを削ったらどうですか。「しかしながら」から、前期高齢者交付金制度がまだ平準化していないというようなことだけではだめですか。その方が、だれが見てもわかる。まだ落ち着いてないというとらえ方ができればいいのであって。

玉置委員

文章をこのまま残すのであれば「減額」というところをやめればいい。

石田委員

「減額」というと、ちょっとわかりにくい。比べて変更があったということだったらわかりますね。

玉置委員

減額ということがおかしい。大幅な変更が続いていて平準化していないと。

清水会長

落ち着いていないという意味を入れれば。

玉置委員

「減額」ではなくて「変更」とか。

ついでなので申しわけないのですが、平成 20 年度の決算状況の見込みはどのくらいプラスになるのか、具体的な予測値というのは出ているか。

事務局

医療分では 2 億 4,871 万 8,822 円、歳入が上回るという予測をしているところです。

玉置委員

そうすると、前期高齢者の補助金が 3 億円くらい減ると。実際の予測としてはまだ減るわけですね。だから、基本的には、料率とかいろいろで保険料を増やしていかなければいけない方向は方向ですね。

事務局

金額的には今の料率では歳出見込みを見比べると不足する部分が出るということで見ている。

玉置委員

その辺がわかっていればいいと思います。

事務局

「しかしながら」を削除してしまうという形では読み切れないでしょうか。「財源に不足が生じる見込みとの報告を受けました。」そして「前期高齢者交付金が平成 20 年度と比べて大幅な減額となるなどいまだ制度改革が平準化したとは言いがたい状況です。」と。

清水会長

大幅な減額というような感じですけども、どうしてもこれは大幅な減額ですよ。

事務局

「または」と「変動」という言葉に変えるかですけど。「大幅に変動しており、いまだ制度改正が平準化したとは言いがたい状況です」と。

清水会長

変動に大幅はない。

事務局

減額は減額なんでしょうね。

清水会長

大幅を入れるのだったら、減額にしておいた方がいい気がします。

金城委員

減額補助の問題は、要は平準化していないからということですよ。「大幅な」とか「減額」とかは入れないで、「変動」にすれば、変動があったから平準化していないということであれば、文章としてはわかりやすい感じになるだろうと思う。

高橋委員

ただ、これは額の問題があって、不足分が 1,700 万円に対して変動分が 3 億円とか 4 億円だから問題だという話です。もともと不足分がもっと大きければ、変動があろうがなかろうが料率改訂しなければいけないという話になるので、そこはある程度明確にしておいてもいいのではないかなと思います。

清水会長

「しかしながら」を取れば読めますね。では、「しかしながら」を取ってよろしいですね。

(「はい」の声あり)

事務局

「また」はつけるのですか。

清水会長

「また」とかいう接続詞は要らないですか。

(「要らない」の声あり)

事務局

なしだと段落でよろしいですか。「受けました。」段落。「前期高齢者」ということで。

(「はい」の声あり)

葛木委員

一般会計からの繰入金のことですが、先だって新聞で、たしか東村山市だったか、市の方で料金値上げを出したら、議会の方で値上げ反対ということで、一般会計からの繰出金でということになったようです。西東京市でも、平成 15 年度から 17 年度までは大体 17 億 5,000 万円程度一般会計から繰り出ししていたわけですが、18 年度になりまして、この運営協議会は料金値上げで出したのですが、市長の判断で料金は据え置きし、値上げ相当分は一般会計から補てんされました。繰出金については、この協議会でもいろいろ意見がありまして、どんどん上げていくのは反対というか、いかがなものかというよ

うな意見がありました。18年度と19年度は料金を抑えた関係で、一般会計からの繰入金
が18億6,000万円とか8,000万円という形になっているが、21年度からはまた前に戻る
わけですね。この辺のところは市の方ではどういう考えか。

後期高齢者の方が約1万5,000人ぐらい国保から外れ、今、被保険者が5万人ちょっ
とですね。そうすると、一般会計からの繰出金というのはどういう形になっていくの
が望ましいのか。

それと、一般会計からの繰出金の統計がもしあれば、西東京市はどのぐらいの順位に
なっているのかを知らせていただければと思う。

清水会長

資料はありますか。21年度も一般会計から繰り入れをいただいて。

葛木委員

どのぐらい各市で変化があったのかをお知らせいただければと思うのですけれど。

事務局

21年度の保険料の見直しについて、各市がどの程度一般会計から繰り出しをしている
かというお尋ねかと思うが、西東京市はまだこのように運営協議会を行っているような
状況で、各市の状況はまだ掴んでおりません。

清水会長

文言の訂正等がありましたら、おっしゃってください。本文の方、あるいは付帯意見
の方でも結構です。付帯意見の3番目の「国・東京都へ補助金」について云々というこ
とも毎掲載しているが、前回の運営協議会で参考資料をいただいています。少しずつ上
には届いているみたいです。

もし御質問がないようでしたら結論を出したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

では、この文章で、先ほど皆様から出た部分を消していただいて、きちんとしたもの
を作っていただくということでもいいですね。

事務局

確認をさせていただきます。先ほど御意見をいただいた、答申理由の上から5行目
です。「見込みの報告を受けました。」ここで切り、段落を変え、「しかしながら」を取り、
「前期高齢者交付金が平成20年度と比べて大幅な減額となるなどいまだ制度改革が平準
化したとは言いがたい状況です」と訂正をさせていただければよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

清水会長

では、お願いいたします。

10分ほど休憩させていただきます。

午後7時40分 休憩

午後7時49分 再開

〔市長、入室〕

清水会長

会議を再開します。

それでは、市長がお見えですので、先ほど皆さんと考えました答申をさせていただこうと思います。

諮問第 2 号に対する答申書

〔清水会長、答申書を市長に手交〕

市長

一言、私から御礼を申し上げます。

昨日までは、ばか陽気で暖かかったわけですが、急に寒くなってまいりました。そのような中、委員の先生方におかれましては、この協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。また、このたび、諮問をさせていただきました案件について慎重な御審議をいただいた上、先ほど休憩中にも玉置先生から付帯意見についても御意見また御質問をいただいたわけでございますけれども、答申をいただきましてありがとうございました。

清水会長からお話がありましたとおり、世界の政治を含めまして金融、経済、雇用情勢が不安定な状況でございます。そのような中で、社会の 1 つのセーフティネットと云っていいと思うのですが、国保の見直しについて御審議をいただいたわけでございます。

いただきました御意見については、今後の継続課題として、その調査検討を怠らないように事務方でもしっかりやらしてもらおうと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。

(2)その他

清水会長

本日予定しておりました議題は終わりましたけれども、事務局から何かありますか。

事務局

本日は、皆様、どうもありがとうございました。本日、答申をいただきましたので、今年度の運営協議会については本日をもちまして最終とさせていただきたいと思っております。

清水会長

先ほど休憩中に玉置委員からも出ましたが、毎回毎回同じ付帯意見ですので、もしそれを検討するのでしたら、早目に日程等を いつもせかせかとやるので、皆さん、そこまで考えている時間もないという状況ですので、その辺よろしくどうぞお願いいたし

ます。

事務局

出産一時金については今年度、運営協議会にお諮りしまして、産科医療補償制度に基づいて3万円の引き上げの答申をいただきました。1月から実施しているところですが、国の動きとしてはさらに子育て支援の意味合いを濃くして、引き上げを行うという方針で予算化をしています。システム改修等やらなければいけないことがございまして、国の方は今年の10月実施で、42万円に引き上げるということで今動いています。したがって、諮問を運営協議会にお諮りしまして答申をいただき、9月の定例会で条例改正をしたいと事務局としては考えていますので、またどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、皆様の任期がこの6月までとなっており、7月に改選となります。それに伴って、推薦いただいている各団体等にまた御推薦をお願いするようになるかと思ひますけれども、どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

それと1点、選出区分のことです。選出区分については現在、高橋委員に被用者保険代表委員ということで参加いただいているところです。国民健康保険法で、退職者医療制度が廃止になった関係で、区分代表として改正がありました。市の条例を改正し、被用者保険代表の区分を削除させていただきたいと考えているところですので、御了解のほどお願ひしたいと思ひます。

4. 閉会

事務局

本日は、長時間にわたりまして会議を進めていただきまして、皆様ありがとうございました。閉会いたします。

午後8時00分 閉会